

「『流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針』の一部改正(案)」
に対する意見

平成 28 年 3 月 28 日に貴委員会より公表された「『流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針』の一部改正(案)」(以下「改正案」といいます。)について、重大な懸念を有しているため、下記の通り意見を述べます。

記

1. 意見

- ① いわゆるセーフハーバーのシェア基準の見直しと順位基準の撤廃について強く反対する。
- ② 見直し案の施行による流通構造への影響や消費者利益への影響等は明確ではなく、見直しをした場合の適切性を分析する意味からも、幅広く流通構造の様々な関連事業者ヒアリングをしたうえで慎重に検討すべきである。
- ③ なお、今回、対象行為の拡大は行われたいとの案になっているが、拡大は不適切である旨もすでに表明している。(3月11日関係者に要望書を提出済み)

2. 理由

(1) 今回の見直し理由に対する適切性

規制改革会議等での公正取引員会の説明によれば、シェア基準の見直しは、過去の審決事例のほかは、他のガイドラインとの平仄を言及し、また、順位基準の撤廃については、他のガイドラインではないことを言及している。この回答では、なぜそもそも見直す必要があるのか、どのような事情変更があったというのか、従来の基準を見直した際に逆に市場閉鎖や価格維持といった悪影響が出ないのか、新しい基準でのシェア基準のみの判断で問題なしとしてよいとすべき積極的な理由などは必ずしも明らかでない。

(2) 流通構造の実態の把握

シェアや市場順位が高ければ小売事業者にとって当該メーカーの商品の取扱可否が営業上極めて大きな影響をもち、シェア 10%以上または 3 位以内のメーカーが市場における有力な事業者であるという状況自体

は依然として変わっていない。また、流通業者が強い交渉力を一律にもっているわけではない。インターネットの登場により、街中の小売事業者がネットを活用して販路を拡大できるようになり消費者に多大な利便をもたらしているが、それらの事業者は中小事業者が多く強い交渉力をもっているわけではない。

ガイドラインのいわゆるセーフ・ハーバーは、すべての業種に適用されることから様々な流通実態を幅広く調査し、正しく状況を把握したうえで慎重な検討が必要不可欠である。

(3) 改正案施行により想定される具体的な悪影響

化粧品、美容品業界、アパレル業界、食料品業界、医薬健康品業界、電化製品業界等で、現状においても並行輸入品の排除等が行われる場合もあるとの話もある。そのような状況の中で、セーフハーバーの対象を拡大することは、市場閉鎖や価格維持の悪影響が大きく懸念される。また、メーカー数が比較的多数である日本の流通構造(例えば、シェア 10%、20%台でトップ 3 を形成するなど)において、非価格制限を行うことが可能になる事業者が拡大することは、協調的な制限行為の誘発をもたらす危険があり、市場全体としての競争が制限されるおそれがつよく懸念がある。

以 上